

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人ならやま 会	奈良市奈良阪町 二五三二番地の 三	児童発達支 援センター くれよん	奈良市中町五 〇〇番地一	福祉型児童 発達支援セ ンター	平成二十 七年五月 一日
公益財団法人 奈良YM CA	奈良市西大寺国 見町二一四一 一	奈良YMC Aことりク ラブ	奈良市西大寺 国見町一七 一三一	児童発達支 援	平成二十 七年五月 一日
特定非営利 活動法人ぷ ろぼの	生駒市元町二一 一一一九	ぷろぼの ス コラ大和人 木	橿原市八木町 一七七一三 かしはらビル 三〇五号	放課後等デ イサービス	平成二十 七年五月 一日
社会福祉法 人奈良万葉 会	奈良市西木辻町 三六一一	らぶり	奈良市西木辻 町三三三三	児童発達支 援	平成二十 七年五月 一日
株式会社U Tケアシス テム	橿原市新賀町四 五二一一	リハビリ発 達支援ルー ムUTキッ ズ	磯城郡田原本 町大字三笠一 六六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年五月 一日

株式会社 葛城建設株 式会社	株式会社カ ワモトプレ ジャーグル ープ
香芝市真美ヶ丘 五丁目三番二九 号	吉野郡大淀町大 字北野二五〇一
杜 ふれあいの	げんき大淀
北葛城郡河合 町大字山坊二 四〇三	吉野郡大淀町 大字北野二五 〇一
児童発達支 援 放課後等デ イサービス	児童発達支 援
平成二十 七年五月 一日	平成二十 七年五月 一日